

令和4年度第6回山梨県個人情報保護審議会議事録

- 1 日 時 令和5年3月2日（木） 午後2時～午後2時50分
- 2 場 所 山梨県恩賜林記念館 特別会議室
- 3 出席者（敬称略・50音順）
（委員）市川由美、大塚ゆかり、新里清高、原敏、松本成輔
（事務局）小林課長、依田総括課長補佐、文書・情報公開担当（3人）
（説明者）税務課システム管理担当（2人）
- 4 傍聴者数 0人
- 5 会議に付した議題
 - (1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価について
 - (2) 特定個人情報保護評価に係る基礎項目評価について
 - (3) 諮問第32号審査請求事案について
- 6 議事の概要

(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について（公開）

（議長）

特定個人情報保護評価書のうち全項目評価書については、再評価を実施した場合は、第三者点検として、当審議会の意見を聴くこととなっている。

今回、税務課の所管する「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」について再評価を実施したため、当審議会で審議することとなった。

それでは、実施機関から説明をお願いします。

（税務課）

—資料により説明—

（議長）

ただ今の説明に対し、意見があれば発言をお願いします。

（委員）

特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムが1から5までであるが、ディスクの交換の説明のところ、システム4の「住民基本台帳ネットワークシステム」の記載がない。また、事務の内容の図にもシステム4の記載がない。

（税務課）

「住民基本台帳ネットワークシステム」は、市町村課が所管しているシステムである。

本事務において、「住民基本台帳ネットワーク」は、都道府県が保有する本人確認情報を最新の状態に保つという役割を担っているため評価書に記載しているが、実際の事務の流れの中には出

てこないため、記載を省略している。

(委員)

評価書を見る側からすれば、システムとして掲載されているのに、全くそれについて言及されていないのは怖い。

また、システムとしても情報を更新して最新にするという役割があるのだから、事務の内容の図にも記載しないと、このシステムは何なのかということになる。

もう一つ。システムとシステムをつないでいるネットワークの部分はどこが所管しているのか？近年は、システムにデータを保存しているとは限らない。そうなるとそのネットワークの部分はどこが所管するかが問題となる。今後はその部分も意識してもらいたい。

(税務課)

了解した。

(議長)

他に意見はあるか？

—意見なし—

(議長)

それでは、審議会としての結論をまとめたい。

ただ今委員から出た意見については、審議会の意見として付言するとして、評価書自体は、リスク等を十分の軽減措置が適切に図られているものとして、妥当であると認めてよいか。

—異議なし—

(議長)

それでは、審議会の結論としては、本評価書については妥当であると決定する。

(2) 特定個人情報保護評価に係る基礎項目評価について (公開)

(議長)

次の議題は報告事項である。事務局から説明をお願いする。

(事務局)

—資料により報告—

(議長)

ただ今の報告に対し、質問があれば発言をお願いする。

—質問なし—

(議長)

質問がないので、次の議題に移る。

(3) 諮問第32号審査請求事案について（非公開）

（議長）

以上で本日の議事を終了する。

以上